

市議会事務局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市議会事務局の所管に属する平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査を行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、西郷宗範委員及び嘉山淳平委員は除斥とした。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されている。しかし、令和元年度旧軍港市議会議長会要望活動負担金の支出において、債権者の請求書が横須賀市議会議長あてのものであったので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(市議会事務局総務課)

イ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、資料購入費（新聞購読料）が添付した領収書と異なる金額で計上されているものがあった（計上過多9円）ので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(市議会事務局総務課)

ウ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、証拠書類と政務活動費収支報告書に記載された調査研究費の金額が合致しないものがあったので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(市議会事務局総務課)

エ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則では、債権者から徴した領収書は、必ず品名の記入のあるものとする規定されている。しかし、2件の政務活動費収支報告書について、「封筒・紙代」及び「プリンタFAX等インク代」それぞれの購入に係る領収書に品名の記入のないものがあったので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(市議会事務局総務課)